

# 大分県被災動物救護対策指針

平成28年2月  
大 分 県

(平成28年3月改正版)



# 目次

はじめに

## 第1章 総則

1 目的	1
2 被災動物救護の基本的な対策（組織・運営）	1
3 救護対策の対象地域	1
4 救護対策の対象動物	1
5 救護対策の経費	2
6 動物救護施設の設置・運営	2
7 大分県被災動物救護対策本部の構成団体等の役割	2
8 国の役割	5
9 飼い主の役割	5

## 第2章 平常時の対策（準備）

1 飼い主等への普及啓発	7
2 動物取扱業者への対策	9
3 特定動物飼育施設への対策	10
4 大分県被災動物救護対策本部及び関係機関との緊急連絡体制の整備	10
5 防災訓練の実施	10
6 市町村に対する要請	10

## 第3章 発災時の対策

1 発災時から初動対応時まで	12
（1）大分県被災動物救護対策本部の設置	12
（2）ペット同行避難者等への対応	13
2 初動対応時から避難所等生活時まで	14
（1）避難所等でのペットの飼育	14
（2）必要な物資の支援	15
（3）ボランティアの活用	15
（4）飼い主の手を離れたペット（放浪動物）の保護	16
（5）広報・普及啓発	18
（6）被災動物救護センターの設置	18
（7）九州・山口9県及び獣医師会への応援要請	18
3 復興時期の活動	19
（1）仮設住宅でのペットの飼養管理	19
（2）保護動物（所有者不明・所有権放棄）の保護	20
（3）動物救護活動の終了	20

## 別添

- 大分県被災動物救護対策本部設置要綱
- 大分県被災動物救護対策実施要領

## はじめに

近年、動物愛護精神の高揚とともに、犬や猫などを家族の一員として飼育する県民が増加している中で、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象又は大規模な火事、爆発その他大規模な事故が原因で生じる被害が生じたとき（以下、「災害時」という。）には、多くの動物が所有者又は占有者（以下、「飼い主」という。）とともに同行避難することが予想される一方、飼い主とはぐれたり負傷する動物が多数発生することも予想される。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、大規模な地震や津波、それに伴う原子力災害が発生し、甚大な被害を及ぼした。発災時、住民は緊急避難を余儀なくされたため、ペットが自宅にとり残され、放浪状態となった例が多数生じ、また、飼い主とペットが共に避難できた場合でも、避難所では動物が苦手な方や、アレルギーの方を含む多くの避難者が共同生活を送るため、一緒に避難したペットの取扱いに苦慮する例も見られた。

今回、動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「動物愛護管理法」という。）が改正され、災害時における動物の適正な飼養及び保管に関する施策を、県が動物愛護管理推進計画に定めなければならないとされたことや、「災害時におけるペット救護対策のガイドライン（指針）」を環境省が制定したことから、本指針の内容を具体化し、「大分県被災動物救護対策指針」を制定することとした。併せて、本指針に係る組織構成について定めた「大分県被災動物救護対策本部設置要綱」及び運営について定めた「大分県被災動物救護対策実施要領」を制定した。

# 大分県被災動物救護対策指針

## 第1章 総則

### 1 目的

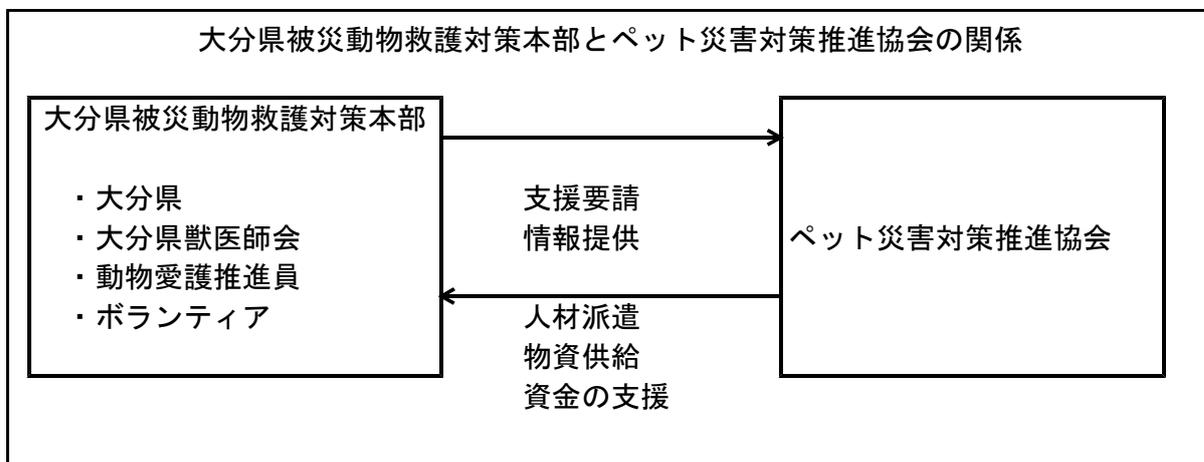
災害時における被災動物の救護及び人等への危害防止の観点から、発災時から復興期までの対策及び災害等に備えた平常時の対策を具体的な指針として示すことで、市町村、獣医師会、動物愛護推進員等の関係者（団体）が連携、協働して円滑かつ迅速・適切に救護活動を行うことを目的とする。

### 2 被災動物救護の基本的な対策（組織・運営）

大規模地震等の災害が発生した場合に、大分県地域防災計画に基づき設置される大分県災害対策本部のもとに、別に定める大分県被災動物救護対策本部設置要綱に基づき、大分県被災動物救護対策本部及び現地被災動物救護対策本部を設置し、情報の収集、動物救護施設等の設置、運営の支援等を行う。

また、大分県被災動物救護対策本部は、一般財団法人ペット災害対策推進協会（以下、「ペット災害対策推進協会」という。）等の機関と連携・協力して、被災地域の動物救護等を実施、支援する総合対策を行う。

基本的には、人命救助を優先するとともに発災時の初動的な動物救護活動は、公益社団法人大分県獣医師会（以下、「大分県獣医師会」という。）及び動物愛護推進員（ボランティア）等の協力を得て対応するものとする。



### 3 救護対策の対象地域

災害等の発生により、大分県被災動物救護対策本部が被災動物の救護が必要と判断した地域を対象とするが、災害等の規模、被害の状況に合わせて大分県災害対策本部被災者救援部避難所対策班及び福祉保健医療部福祉保健衛生班と協議を行った上で、対象地域を加除する。

### 4 救護対策の対象動物

対象動物は、原則、対象地域内の家庭等で飼養されている犬、猫などで明らかに救護が必要と認められる動物とする。

## 5 救護対策の経費

被災動物の救護対策に要する経費は次のとおりとする。

- (1) 救護活動に要する経費、物資等は、特別な場合を除き被災動物の救護の目的で寄付された義援金又は物資をもって充てる。
- (2) 大分県被災動物救護対策本部は、救護対策を行うにあたり、ペット災害対策推進協会等の支援を要請する。
- (3) 救護対策を終了した場合に、過不足が生じた経費、物資等については、大分県被災動物救護対策本部が関係機関と協議して、その取扱いを決める。

## 6 動物救護施設の設置・運営

大分県被災動物救護対策本部及び現地被災動物救護対策本部は、救護した被災動物の一時的な保管や負傷動物の保管・治療等を行うため、次の動物救護施設を設置及び運営の支援又は関係機関に対して協力を要請する。

### (1) 被災動物一時避難場所

市町村は、大分県、ボランティア等と連携し、被災した住民が避難所等に同行避難してきた動物を、一時的に保管するスペースを避難所内外に確保するよう努めることとする。

### (2) 被災動物救護所

対象地域内の大分県獣医師会会員の動物病院等は、負傷動物の応急治療又は一時的保護を行う被災動物救護所を開設するよう努めることとする。

### (3) 被災動物救護センター

大分県被災動物救護対策本部は、大分県動物管理所、各保健所（部）の犬（猫）一時抑留施設を被災動物救護センターに指定し、①及び②の施設と連携して、対象動物を適正に救護・保管できるように努めることとする。

### (4) 仮設被災動物救護センター

大分県被災動物救護対策本部は、対象動物の種類、推定頭数から①～③の施設で対応できない場合は、ペット災害対策推進協会に仮設被災動物救護センターの建設及び獣医療支援、資金援助を要請し、その運営については関係機関と協議するものとする。

### (5) 九州災害時動物救援センター

大分県被災動物救護対策本部は、広域的な動物救護が必要となった場合は、一般社団法人九州動物福祉協会と連携し、九州地区獣医師会連合会の支援のもと、九州災害時動物救援センターにおいて負傷動物の応急治療又は一時的保護を行うこととする。

## 7 大分県被災動物救護対策本部の構成団体（以下、「構成団体」という。）等の役割

大分県被災動物救護対策本部は、構成団体及び被災市町村と連携して、各団体の専門的知識（立場）を生かしながら、組織横断的に被災動物の救護をより効率的、効果的に実施するものとする。

構成団体は、災害時における動物の保護及び人等への危害を防止する観点から想定される

課題を解決するため、平常時から連携して避難訓練や動物救護施設の設置場所の事前準備等を行うものとする。

#### (1)大分県の役割

県は、災害時に、飼い主による同行避難や適正な飼育管理が行われるよう、平常時から飼い主に対する啓発等の対策を講じる。また、動物の保護や救護活動が必要になる場合に備え、各行政機関及び関係団体が連携・協働した救護活動が行えるように、大分県獣医師会等との災害時協定の締結や、現地動物救護本部等の設置に向けた連携、災害発生直後における行政による動物保護活動の開始が困難な場合の初動体制を構築する。

さらに自治体間で協力して広域的に対応する体制を整備するとともに、動物愛護推進員等との災害時の協力体制を図る。

大分県は、平常時及び災害時について以下のとおり対策を行うものとする。

#### ●大分県が行う対策

##### 平常時

- 1 ペットの適正な飼育、災害への備え等に関する飼い主への普及啓発
- 2 ペットとの同行避難も含めた避難訓練
- 3 関係機関・団体、動物愛護推進員、他の自治体との災害時の動物救護活動に関する連携体制の整備に係る調整（災害時協定、現地被災動物救護対策本部等の体制、人材育成等）
- 4 避難所、仮設住宅におけるペットの受け入れ対策に関して、関係市町村等との調整
- 5 動物救護施設の設置候補地の検討
- 6 災害時に協力が得られるボランティアリストの作成、ボランティアの育成
- 7 必要物資の備蓄・更新

##### 災害時

- 1 大分県被災動物救護対策本部設置
- 2 現地被災動物救護対策本部等の設置の検討
- 3 被災市町村へのペットの避難や救護に係る指導助言
- 4 避難動物、放浪動物等に関する相談窓口の設置
- 5 動物愛護推進員への協力要請等
- 6 関係機関と協力して、全国から支援を申し出る被災動物の救護に関するボランティアの受入・支援活動の調整
- 7 避難動物に関する情報収集、適正な飼育の指導
- 8 人と動物の共通感染症の予防の措置
- 9 救援物資等の調達及び保管場所の確保と輸送手段の調整
- 10 獣医師の派遣依頼及び調整
- 11 放浪動物、負傷動物の保護収容、返還、譲渡
- 12 危険動物の逸走等に係る対応（特定動物の飼養施設の破損、逸走状況等の確認、逸走時の対応等）
- 13 被災住民への動物救護に関する情報の提供
- 14 関係部局、国、他自治体、ペット災害対策推進協会等との連絡調整及び支援要請
- 15 義援金の募集
- 16 報道機関への対応

## (2) 大分市（中核市）の役割

大分市が平常時及び災害時に行う対策を以下のとおり例示する。

### ●大分市が行う対策

#### 平常時

- 1 ペットの適正な飼育、災害への備え等に関する飼い主への普及啓発
- 2 ペットとの同行避難を含めた避難訓練
- 3 避難所、仮設住宅等におけるペットの受け入れ、飼育に係る検討

#### 災害時

- 1 ペット同行避難者の避難所への避難誘導、支援
- 2 避難所・仮設住宅におけるペット同行避難者の受け入れ
- 3 大分県に対し、避難所・仮設住宅におけるペットの飼育状況等に関する情報提供
- 4 避難所・仮設住宅におけるペットの適正な飼育に係る指導、支援
- 5 放浪動物の保護・収容への協力
- 6 大分県や現地被災動物救護対策本部等が行う動物救護活動への連携、協力、支援要請
- 7 被災住民等への動物救護及び飼育支援に関する情報の提供

## (3) その他市町村の役割

大分市に準じた役割を担うよう可能な限り努めることとする。

## (4) 大分県獣医師会の役割

大分県獣医師会は、自治体、関係団体と連携し、協力や支援を行う。

本部設置後は、現地被災動物救護対策本部構成団体として救護活動を行う。特に、大分県獣医師会は、避難所等におけるペットの治療、健康管理に関する飼い主からの相談の受付等、被災地における獣医療に関する支援を担う。

大分県獣医師会が平常時及び災害時に行う対策を以下のとおり例示する。

### ●大分県獣医師会が行う対策

#### 平常時

- 1 災害に備えたペットの健康管理等について飼い主への啓発
- 2 ペット同行避難も含めた避難訓練への協力
- 3 協力可能な動物病院、獣医師のデータベースの作成
- 4 自治体、近隣地方獣医師会との災害時協定に係る調整
- 5 製薬会社やペットフードメーカー等との連携体制の確立

#### 災害時

- 1 都道府県等が実施する動物救護活動への協力
- 2 現地被災動物救護対策本部等を設置した場合は、本部構成団体として都道府県等と連携した動物救護活動の実施
- 3 避難所等への獣医師の派遣及び避難動物の健康管理に係る支援
- 4 飼育困難なペットの一時預かり・譲渡の支援
- 5 負傷動物等の治療・保管
- 6 近隣地方獣医師会への支援要請（人材派遣、一時預かり、譲渡等）

#### (5)動物愛護推進員(ボランティア)等の役割

動物愛護推進員(ボランティア)は、県災害対策本部及び大分県被災動物救護対策本部、関係機関と連携して、被災動物の救護にあたるとともに、次のことを実施する。

動物愛護推進員(ボランティア)が平常時及び災害時に行う対策を以下のとおり例示する。

#### ●動物愛護推進員(ボランティア)等が行う対策

##### 平常時

- 1 災害に備えたペットの適正な飼育等について飼い主への普及啓発への協力
- 2 ペット同行避難も含めた避難訓練への協力

##### 災害時

- 1 救援物資の配布協力
- 2 ペットの一時保管先や避難所・仮設住宅におけるペットの飼育管理への支援
- 3 所有権が放棄されたペットの新しい飼い主探しへの協力
- 4 ボランティアの管理への協力
- 5 その他、自治体や現地被災動物救護対策本部等が必要とする支援への協力

### 8 国の役割

国は、都道府県等の動物愛護管理担当部署及び現地被災動物救護対策本部等、ペット災害対策推進協会、その他関係機関と連絡・調整を行い、被災地の動物救護活動を支援する。

国が平常時及び災害時に行う対策を以下のとおり例示する。

#### ●国が行う対策

##### 平常時

- 1 ペットの適正な飼育、災害への備え等に関する飼い主への普及啓発
- 2 自治体への災害対策や過去の事例に関する情報の提供
- 3 関係機関等との災害に関する連絡調整

##### 災害時

- 1 被災都道府県等と連絡調整を行い、被災状況、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
- 2 ペット災害対策推進協会と連絡調整を行うなど、被災地の動物救護活動を支援
- 3 関係機関等との災害に関する連絡調整

### 9 飼い主の役割

#### (1) 同行避難

過去の災害において、ペットが飼い主と離れ離れになってしまう事例が多数発生したが、このような動物を保護することは多大な労力と時間を要するだけでなく、その間にペットが負傷したり衰弱・死亡するおそれもある。また、不妊去勢処置がなされていない場合、繁殖により増加することで、住民の安全や公衆衛生上の環境が悪化することも懸念される。このような事態を防ぐために、災害時の同行避難を推進することは、動物愛護の観点のみならず、放浪動物による人への危害防止や生活環境保全の観点からも必要な措置である。

## (2) 災害避難時における飼育管理

災害時において、飼い主はペットと同行避難することが基本であるため、平常時からそれに備えるべき対策についての意識をもち、ペットの安全と健康を守るとともに、他の避難者への迷惑にならないように努めなければならない。

様々な人が共同生活を送る避難所においてペットを飼育する場合は、動物が苦手な人、アレルギーを持っている人等への特別の配慮が求められる。避難所におけるペットの存在が、人々にとってストレスやトラブルの原因となるかどうかは、飼い主自身の意識と、平常時からの備えに左右される。また、通常的环境とは大きく異なる避難生活はペットにとっても大きなストレスとなる可能性があるが、ペットの避難に必要な用具等を準備しておくことや、普段からしつけや健康管理をしておくことで、そのストレスを軽減させることが可能である。

飼い主が平常時及び災害時に行う対策を以下のとおり例示する。

### ●飼い主が行う対策

#### 平常時

- 1 住まいの防災対策
- 2 ペットのしつけと健康管理
- 3 ペットが迷子にならないための対策（マイクロチップ等による所有者明示）
- 4 ペット用の避難用品や備蓄品の確保
- 5 避難所や避難ルートの確認等の準備

#### 災害時

- 1 人とペットの安全確保
- 2 ペットとの同行避難
- 3 避難所・仮設住宅におけるペットの飼育マナーの遵守と健康管理

## 第2章 平常時の対策（準備）

### 1 飼い主等への普及啓発

同行避難の実施や避難所での適切な飼育が行われるよう、平常時から行うべき対策や災害時の同行避難等について、飼い主等への指導、普及啓発を行う。

#### (1) 普段の暮らしの中での防災対策

災害時にペットを守るためには、まず飼い主が無事であることが重要である。そのためには、家具の固定等地震対策を行う必要があるが、ペットが普段いる場所にも配慮することで、ペットの安全にもつながる。

また、犬を屋外で飼育している場合は、ブロック塀やガラス窓、倒れやすい建物等、飼育場所の周囲に破損や倒壊するおそれのあるものがないか確認しておくとともに、首輪や鎖が外れたり切れたりして逃げ出すおそれがないか確認する。

#### (2) ペットのしつけと健康管理

飼い主が、いざペットを連れて避難しようとしても、ペットも突然の災害にパニックになり、いつもと違う行動を取る可能性があることからしつけを行っておく必要がある。

また、避難所や動物救護施設においては、集団飼育等によりペットの免疫力が低下したり、疾病に感染するリスクが高まるため、普段からペットの健康管理に注意し、予防接種やノミなどの外部寄生虫の駆除を行い、ペットの健康、衛生状態を確保する。

さらに、不必要な繁殖を防止するため、不妊・去勢手術を実施しておく。不妊・去勢手術により、性的ストレスの軽減、感染症の防止、無駄吠え等の問題行動の抑制などの効果もある。

飼い主は、災害に備えたしつけと健康管理について以下のとおり行うものとする。

#### ●災害に備えたしつけと健康管理

##### 犬の場合

- 1 「待て」「おいで」「お座り」「伏せ」などの基本的なしつけを行う。
- 2 ケージ等の中に入ることを嫌がらないように、日頃から慣らしておく。
- 3 不必要に吠えないしつけを行う。
- 4 人やほかの動物を怖がったり攻撃的にならない。
- 5 決められた場所で排泄ができる。
- 6 狂犬病予防接種などの各種ワクチン接種を行う。
- 7 犬フィラリア症など寄生虫の予防、駆除を行う。
- 8 不妊・去勢手術を行う。

##### 猫の場合

- 1 ケージやキャリーバッグに入ることを嫌がらないように、日頃から慣らしておく。
- 2 人やほかの動物を怖がらない。
- 3 決められた場所で排泄ができる。
- 4 各種ワクチン接種を行う。
- 5 寄生虫の予防、駆除を行う。
- 6 不妊・去勢手術を行う。

- (3) ペットが迷子にならないための対策(マイクロチップ等による所有者明示)  
飼い主は、迷子にならないための対策を以下のとおり行うものとする。

### ●迷子にならないための対策

#### 犬の場合

- 1 首輪と迷子札
- 2 鑑札や狂犬病予防注射済票(飼い犬は狂犬病予防法により鑑札の装着や年一回の予防注射、及び注射済票の装着が義務づけられている)
- 3 マイクロチップ

#### 猫の場合

- 1 首輪と迷子札(猫の首輪は引っかかりを防止するために、力が加わると外れるタイプがよい)
- 2 マイクロチップ

- (4) ペット用の避難用品や備蓄品の確保

避難先においてペットの飼育に必要なものは、基本的には飼い主が用意しておくべきである。

ライフラインの被害や緊急避難などに備え、ペットの避難に必要な物資の備蓄を行い、避難が必要な場合は、一緒に持ち出せるようにしておく。避難所等にペット用の救援物資が届くまでの間、少なくとも5日分(できれば7日分以上が望ましい。)は用意しておくことよい。特に、療法食等の特別食を必要としているペットの場合は、さらに長期間分の用意が必要である。

備蓄品には優先順位を付け、優先度の高いものは避難時にすぐに持ち出せるようにし、人の避難用品とともに保管する。

ペット用の備蓄品と持ち出す際の優先順位の例を以下のとおり示す。

### ●ペット用の備蓄品と持ち出す際の優先順位

#### 優先順位1 常備品と飼い主やペットの情報

- 1 療法食、薬
- 2 フード、水(少なくとも5日分[できれば7日分以上が望ましい])
- 3 予備の首輪、リード(伸びないもの)
- 4 食器
- 5 ガムテープ(ケージの補修など多用途に使用可能)
- 6 飼い主の連絡先とペットに関する飼い主以外の緊急連絡先・預かり先などの情報
- 7 ペットの写真(携帯電話に画像を保存することも有効)
- 8 ワクチン接種状況、既往症、健康状態、かかりつけの動物病院などの情報

#### 優先順位2 ペット用品

- 1 ペットシート
- 2 排泄物の処理用具
- 3 トイレ用品(猫の場合は使い慣れたトイレ砂)
- 4 タオル、ブラシ
- 5 おもちゃ
- 6 洗濯ネット(猫の場合)など

## (5) 避難所や避難ルートの確認等

飼い主は、避難指示等が出た場合に備え、住んでいる地域の防災計画や自治体の広報誌、ウェブサイト等で災害時の避難所の所在地や避難ルートを確認しておく。

また、避難所にペットを連れて行く際の注意事項も、あらかじめ市町村に確認しておく。

実際に家族でペットを連れて避難所へ行く訓練を行い、所要時間や危険な場所等をチェックしておくことで、より安全に避難することができる。

また、地域で災害対策の会合や避難訓練を行うときなどに、ペットを連れて避難する方法を地域住民で話し合っておくことが望ましい。

避難所への避難以外にも、親戚や友人など、ペットの一時預け先も探しておくことが望ましい。

避難訓練でのチェックポイントを以下のとおり示す。

### ●避難訓練でのチェックポイント

- 1 避難所までの所要時間
- 2 ガラスの破損や看板落下などの危険な場所
- 3 通行できないときの迂回路
- 4 避難所でのペットの反応や行動
- 5 避難所での動物が苦手な人への配慮
- 6 避難所での飼育環境の確認

## (6) 災害時の心がまえ

避難所・仮設住宅では、様々な人が集まり共同生活をするため、動物との暮らしが苦手な方やアレルギーの方もいることを認識しなければならない。これまでの災害では、ペットがいることによってつらい避難生活の中での心の安らぎや支えとなったという声がある一方、咬傷事故や鳴き声への苦情、体毛や糞尿処理など衛生面でトラブルになることもある。

避難所や仮設住宅では、ペットの飼育管理は飼い主の責任で行う。衛生的な管理を行うとともに、飼い主同士等で周りの人に配慮したルールを作ることも必要である。

また、ペットは、ストレスから体調を崩したり、病気が発生しやすくなるため、飼い主はペットの体調に気を配り、不安を取り除くように努める。

ペットと同行避難する際の準備内容を以下のとおり示す。

### ●同行避難する際の準備

#### 犬の場合

- 1 リードを付け、首輪が緩んでいないか確認する。
- 2 小型犬はリードをつけた上で、キャリーバッグやケージに入れるのもよい。

#### 猫の場合

- 1 キャリーバッグやケージに入れる。
- 2 キャリーバッグなどの扉が開いて逸走しないようにガムテープなどで固定するとよい。

## 2 動物取扱業者への対策

### (1) 動物取扱業者の責務

動物取扱業者は、動物の愛護及び管理に関する法律を遵守し、動物取扱業が遵守すべき動

物の管理の方法等の細目（平成18年1月20日環境省告示第20号）第5条六の二の「動物の飼養又は保管をする場合は、災害時における動物の健康及び安全の確保並びに人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止を図るために、平時より、職員間の連絡体制及び動物の逸走時の捕獲体制の整備、動物の避難方法の確立、餌の備蓄等の対策を講じること。」の実施を図ること。

## (2) 大分県（大分市）の立入検査時の指導

大分県（大分市）は、動物取扱業者の登録施設の立入検査時に、上記(1)の対策の確認を行うこと。

## 3 特定動物飼育施設への対策

### (1) 特定動物の飼い主の責務

特定動物（動物の愛護及び管理に関する法律施行令第1条に規定する動物）の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律及び関係法令を遵守し、人の生命、身体又は財産に侵害を与えないように努めなければならない。

### (2) 特定動物逸走等の事故発生時の対応

特定動物が、市街地周辺で徘徊し、人及びその財産に危害を及ぼすおそれがあるときには、管轄保健所（部）、警察等の関係機関へ通報し、捕獲等を行い、付近住民への周知、その他人の生命、財産等への侵害を未然に防止しなければならない。

## 4 大分県被災動物救護対策本部及び関係機関との緊急連絡体制の整備

大分県被災動物救護対策本部は、災害時に動物の保護を迅速かつ円滑に実施できるよう、大分県獣医師会、市町村、動物愛護推進員等との緊急連絡体制を確立する。

## 5 防災訓練の実施

大分県被災動物救護対策本部は、大分県獣医師会、市町村等と連携して、家庭飼育動物との同行避難訓練、動物救護に関する防災訓練を実施するものとする。

## 6 市町村に対する要請

被災動物の救護は、飼い主と動物が共に生活できることを基本に考えるとともに、次のことに配慮することを市町村に要請する。

### (1) 市町村における広報、啓発活動の実施

市町村においては、犬の登録・狂犬病予防注射の際に、犬の飼い主に対して、災害時への備えとして正しいしつけなど適切な飼養の啓発に努めるとともに、必要に応じ不妊・去勢措置の推進を図ること。また、各市町村の地域防災計画には、動物の位置付けを行うなど、動物救護対策を講じることとする。

### (2) 被災動物一時避難場所の確保

被災者とペットがなるべく一緒に避難生活ができるよう、避難所への家庭動物を同伴する飼い主の受け入れに配慮するとともに、住民の避難所にできる限り近接した場所に被災動物を一時的に保管するスペースを確保するよう関係機関と連携して取り組むものとする。

(3) 避難所及び被災動物一時避難場所の運営等のルール化

関係機関と連携し、避難所における集団生活の中では、動物の苦手な住民や動物の毛髪、排泄物等に対するアレルギーを起こす人へ配慮したペット同行避難者を部屋別に区分したり、被災動物一時避難場所での給餌・給水、清掃、ペットの運動等に関して、避難者全員の同意が得られる一定のルール作りに努めることとする。

## 第3章 発災時の対策

### 1 発災時から初動対応時まで

災害発生直後の時期は、組織的な動物救護対策がほとんど行えない状況であることから、的確な判断による避難誘導や人命救助を最優先とした上で、大分県被災動物救護対策本部は、関係職員の安否確認及び初動対応できる要員の確保、被災状況の正確な把握を重点的に行う。

#### (1) 大分県被災動物救護対策本部の設置

大分県災害対策本部の設置後、速やかに大分県被災動物救護対策本部を設置し、大分県獣医師会、市町村等の関係機関との連絡調整、被災状況の把握、被災動物救護に係わる要員の確保などに努めることとする。

被災地の保健所は、情報の収集、動物救護施設等の設置、運営の支援等を行うため、地区対策本部保健所班に、被災動物対策を行う、現地被災動物救護対策本部を設置する。

被災状況及び要員の確保状況を確認しながら大分県災害対策本部会議を開催して、被災動物救護のための具体的な対策を関係機関が連携して協議する。なお、災害等の非常事態であることを考慮して、大分県災害対策本部会議の召集、運営等は弾力的に行えるものとする。

大分県被災動物救護対策本部は、初動対応について以下のとおり行うものとする。

#### ●大分県被災動物救護対策本部の初動対応

##### 1 被災動物等の被災状況の確認

大分県被災動物救護対策本部の構成員は、大分県獣医師会、市町村、動物愛護推進員等の協力を得ながら被災状況の情報収集に努め、関係機関で情報が共有できるように配慮する。

##### 2 現地被災動物救護対策本部に、連絡調整のための職員（獣医師等）の派遣

##### 3 動物救護施設の設置の検討と設置した場合の支援要請

##### 4 ボランティアの募集開始等

ボランティア登録制度の登録リストを基に登録者に協力要請を行う。

中長期的にボランティアの受け入れが円滑に行われるよう受け入れ体制の整備を大分県獣医師会、市町村等と連携して行う。

大分県被災動物救護対策本部は、ボランティアの確保、役割別のチーム編成、責任者の配置などを専任のスタッフのもとで組織的に行えるように配慮する。

なお、収容動物は環境の変化やストレスにより攻撃的になっている動物もいるため、咬傷事故等のおそれもあることから、ボランティアの受け入れにあたっては、ボランティア保険等に加入させる。

##### 5 ペット災害対策推進協会等への支援要請

動物の被災状況、避難所の設置状況、支援要請物資の種類・量、受入場所、輸送ルート等できるだけ収集した情報を整理したうえでペット災害対策推進協会等へ支援を要請する。

##### 6 仮設被災動物救護センター設置検討

現地被災動物救護対策本部は、初動対応について以下のとおり行うものとする。

●**現地被災動物救護対策本部等の初動対応**

- 1 現地被災動物救護対策本部等の設置
- 2 被災状況、避難状況等の情報収集

現地被災動物救護対策本部等は、被災市町村や災害対策本部等から被災状況や避難所の設置の有無、数、場所等の設置状況を確認するとともに、各避難所でのペット同行避難者の避難状況等の情報収集を行う。その際、緊急連絡網を活用し、できる限りの情報収集に努めるものとする。

- 3 備蓄品の配布や救援物資の受け入れ準備

動物管理所、保健所等に配備したペットフード等の備蓄品の保管状況を確認し、避難所等への配布計画を立てる。また、構成団体等と連携を図りながら得られた情報をもとに、必要に応じた分配を行う。

また、災害対応が長期化するおそれがある場合は、あらかじめ検討しておいた、届いた物資の保管場所、中継地点の確保、輸送方法等を参考に、救援物資の募集、受け入れ準備を行う。

- 4 避難所への獣医師、ボランティア等の派遣協力要請
- 5 ボランティアの募集

(2) ペット同行避難者等への対応

避難指示が出された際に県は、避難誘導を行う市町村担当部署と連携して、ペットの飼い主に対して、人の安全を確保した上で、ペットを連れて避難するよう呼びかけ等を行う。また、ペット受け入れが可能な避難所への避難誘導を可能な限り行う。

避難所に避難してきたペット同行避難者に対し、避難所管理者等は、ペットの飼育場所、飼育ルール等について指導を行うよう努めることとする。

## 2 初動対応時から避難所等生活時まで

災害等の種類や被災状況、二次災害発生等によって被災地における避難所等での生活時期は異なるが、ボランティアや義援金の確保などに合わせて、より具体的な効果的な住民からの要請を考慮した被災動物の救護対策が行えるよう創意工夫する。

### (1) 避難所・仮設住宅におけるペットの飼育

#### ア 避難所におけるペット同行避難者の受け入れ

ペット同行避難者は、避難所に到着後、決められた飼育場所で、飼い主自身が飼育管理を行うことが原則となる。

様々な人やペットが共同生活を送る避難所においては、ペットに起因したトラブルが発生しないよう、まずは飼い主が適正な飼育に努めることが重要であり、避難所の管理者等や現地被災動物救護対策本部等は、その適正飼育を支援する。

避難所の管理者等や現地被災動物救護対策本部等は、避難所におけるペット同行避難者の受け入れのための対応を以下のとおり行うものとする。

#### ●避難所におけるペット同行避難者の受け入れのための対応

- 1 避難所におけるペットの飼育方法の決定
- 2 避難所でのペットの適正飼育の指導
- 3 動物相談窓口の設置及び運営
- 4 必要な物資の支援
- 5 ボランティアの受け入れ、配置、役割分担
- 6 獣医師によるペットの健康チェック

#### イ 避難所におけるペットの飼育方法の決定

避難所の管理者等や現地被災動物救護対策本部等は、避難所の形態、ペット同行避難者及びペットの数、季節・気候等を考慮して、避難所（避難所敷地内）におけるペットの飼育スペースや飼育方法を決定するよう努めることとする。

飼育スペースの決定に当たっては、ペットを飼育していない避難者との動線が交わらないよう配慮することで、ペットに関する苦情やトラブルを軽減することが可能となる。

また、犬は集団になると連鎖して吠える習性を持つが、その状況下に限らず、犬と猫等の動物が一所で生活することは、ストレスを増大させてしまう原因となるため、可能な限り、犬と猫等の動物は区分して飼育することが望ましい。

人とペットの居住場所を区別する方法の一例を以下のとおり示す。

#### ●避難所における対応事例（人とペットの居住場所を区別する方法）

人とペットの居住場所を区別する方法としては、「避難所内の一角をペット飼育用スペースとする方法」や、「避難所敷地内にプレハブ等を設置してペット飼育用スペースとする方法」等がある。

#### ウ 避難所でのペットの適正飼育の指導

避難所でのペット飼育に起因した苦情やトラブルの原因として、鳴き声、におい、毛の

飛散、糞の放置等が挙げられる。避難所で、人とペットが秩序ある共同生活を営むため、飼い主自身が適正飼育に努めるとともに、避難所の管理者等や現地被災動物救護対策本部等及びボランティアが連携して、飼育ルールや衛生管理方法等について飼い主への指導を行う。

飼い主は相互に協力して、飼育スペースの衛生管理や、ペットの適正な飼育を行う。

また、避難所の管理者等または現地被災動物救護対策本部等は、避難所での飼育動物の受付簿等を作成し、飼育状況を管理することが望ましい。

## エ 動物相談窓口の設置及び運営

県、市町村等は、避難所を巡回する以外に、被災動物に関する支援を行う相談窓口を設置する場合は、避難住民が支援を求める場合の連絡先や支援内容を避難所等に掲示する。相談窓口は、避難所内に短期間設置するなどしてもよい。

動物相談窓口における対応内容を以下のとおり示す。

### ●動物相談窓口における対応

- 1 ペット飼育用品等の救援物資の配布
- 2 ペットの飼育方法、衛生管理方法等に関する助言
- 3 治療等が必要なペットへの対応
- 4 ワクチン接種、健康管理等の実施
- 5 行方不明動物の届出受付、行方不明動物の情報収集及び情報提供

## (2) 必要な物資の支援

### ア 被災動物救護用物資等の確保

被災状況の程度により全国から被災動物の救護用物資（動物用医薬品・医療資材及びペットフード等）に関する支援の申し出があることから、計画的に物資を受け入れることで有効期限切れやペットフードの腐敗防止等に配慮したうえで、これらの確保を行う。

#### (ア) 大分県被災動物救護対策本部

大分県被災動物救護対策本部は、大分県及び市町村が保有（備蓄）する救護物資、動物病院での医療機材・器具・医薬品の備蓄量を確認するとともに、ペット災害対策推進協会、大分県獣医師会、市町村、動物用医薬品等の取扱業者、ペットフードメーカー、動物取扱業者等の協力を得ながら被災動物救護用物資を確保する。

また、配送（輸送）に関して必要に応じて、大分県災害対策本部等の支援を要請する。

#### (イ) 大分県獣医師会

会員の動物病院等の被災状況、診療継続の可否、診療復旧予定、不足する動物用医薬品、医療用具、ペットフードの種類、必要量を把握し、大分県被災動物救護対策本部へ報告する。

#### (ウ) 被災動物救護用物資の配送

避難所、被災動物救護施設、動物病院への被災動物救護用物資の配送は、被災動物の飼育状況を確認し、必要な物資が要請された地区に確実に配送できる体制を確保する。

### (3) ボランティアの活用

現地被災動物救護対策本部等は、避難所における支援にボランティアの協力を求める場合は、避難所での活動内容を明確にした上で大分県被災動物救護対策本部に募集を依頼し、派遣されたボランティアの配置及び役割の指示を行う。

避難所における被災動物救護にあたるボランティアの主な活動内容を、以下のとおり示す。

#### ●ボランティアの仕事内容

- 1 収容した動物の世話  
給餌・給水、運動(散歩等)、健康チェックなど
- 2 収容した動物の身の回りの世話  
犬舎・猫舎の清掃・消毒、運動スペース・ケージなどの清掃管理  
動物の敷物などの洗濯管理など  
動物の手入れ(シャンプー、グルーミング、ブラッシングなど)
- 3 動物救護施設の運営維持  
ユニフォームの洗濯、必要品の買出しなど  
動物救護施設の維持管理(施設・設備の修繕や雑用・掃除)
- 4 事務  
飼い主との連絡調整(面会、引き取りなど)  
ボランティアとの連絡調整  
支援物資の管理や要請  
ホームページの運営など

現地被災動物救護対策本部等は、ボランティアの活用にあたり以下のことを行うものとする。

- 1 ボランティア受付表への記入(氏名、活動開始時間、その他)
- 2 ボランティアリーダーの選任及び配置
- 3 当日の活動内容、注意事項等の説明
- 4 ボランティア受付表への記入(活動内容、事故等報告事項、その他)

### (4) 飼い主の手を離れたペット(放浪動物)の保護

災害発生時には、家屋の損壊や飼い主が被災を受けるなどでペットが逸走してしまうことが想定される。放浪動物の保護は、人及びその財産への危害防止の観点からも重要であり、速やかに保護・収容し、負傷している場合の治療・保管あるいは飼い主への返還などについて現地被災動物救護対策本部が関わることとなる。

#### ア 被災動物一時避難所及び被災動物救護所の設置

放浪動物の保護収容を目的に、避難所内あるいは避難所に近接して被災動物一時避難所を設置し、また、被災地に近接する利用可能な大分県獣医師会会員の動物病院に、負傷動物の応急治療及び短期保護施設として被災動物救護所を設置する。

被災動物救護所は、被災地域の状況により必要であれば複数個所設置する。

#### イ 放浪動物の保護・収容

現地被災動物救護対策本部等は、放浪動物が被災地等に取り残された場合、動物の愛護、人

への危害の防止及び生活環境の保全の観点から、保護・収容等を実施する。

放浪動物を保護・収容するには、捕獲器、捕獲用の餌、給餌用の餌、水も必要となる。捕獲器の設置にあたってはペットの安全性に充分配慮し、設置場所、回収時間等について慎重に検討する。

放浪動物を保護できた際には、飼い主に対し保護した者の連絡先等が記載された保護カードを残すなどの措置を講じ、飼い主への返還を進める。

保護したペットは、動物救護施設において収容するが、衰弱が激しい場合などは協力動物病院へ搬送する。

#### ウ 保護したペット（保護動物）の治療及び飼養管理

保護動物の治療は、現地被災動物救護対策本部を構成する大分県獣医師会支部の獣医師が行うこととし、また、保護動物の飼養管理に際しては、現地被災動物救護対策本部が、ボランティアの派遣や統率等も含めて、被災地市町村と協力して収容頭数に応じた最低限必要な人数をスタッフとして確保するよう努める。

なお、被災を受け、重症のペットや特別な治療管理が必要となったペットについては、大分県獣医師会を通じて設置を依頼する後方支援動物病院等に搬送し治療等を行う。

#### エ 飼い主への返還

動物救護施設等でのペットの飼養管理は、飼い主が行うことが原則であり、所有者不明のペットを収容した場合は、そのペットに関する情報の提供を積極的に公表する。

広く情報提供ができるウェブサイトを活用することは効果的だが、避難所や仮設住宅で生活する避難者の中にはインターネットを活用できる環境にない場合もあることから、避難所や仮設住宅の掲示板や回覧板も活用するとよい。その際、保護したペットの情報は、長期の放浪により飼い主の手を離れた場所から移動している可能性もあるので、情報提供にあたっては、保護した場所だけでなく当該動物の写真や特徴も付けることが望ましい。

また、できるだけ元の飼い主に返還するため、災害時には自治体は通常よりも長い期間公示を行う場合が多い(約2週間～1か月程度)。返還の際には取り違い等が起こらないような確認体制が必要である。

一方、所有者自身が負傷等で自己のペットの飼養管理ができない場合は、現地被災動物救護対策本部で一時預かりの上、ボランティア等で飼養管理を行うものとする。

#### オ 飼い主からの依頼に基づく一時預かり

現地被災動物救護対策本部等は、やむを得ずペットを飼育することができない飼い主から依頼があった場合、期間を定めて一時預かりを行う。一時預かり先は、動物救護施設での受け入れや、動物病院、動物愛護団体や個人ボランティア宅での預かり等、状況に応じた一時預かり体制を確保する。

ペットを受け入れる際には個体識別措置を施し、確実な個体管理を行う必要がある。また、飼い主から預かる場合には預かり期間、連絡先等を文書により明確にしておく。その際、ペットにとっては、飼い主と離れた慣れない場所での長期の生活は多大なストレスとなることを理解してもらい、できる限り早期に引き取るよう飼い主に説明する。

飼い主とは、こまめに連絡を取り、返還に向けた受け入れ準備状況や意思確認を行う。

#### カ 新しい飼い主への譲渡

現地被災動物救護対策本部等は、保護動物のうち、公示手続き等を経て所有者が明らかにならなかったペットや、飼い主が所有権を放棄したペットは、新たな飼い主を募集し、譲渡に努める。

譲渡を行う場合には、適正な飼育管理を行える飼育環境かどうか譲り受け希望者に確認を取るとともに、飼育環境が譲渡対象動物に適しているかどうか判断する。

また、譲渡後に所有者が判明した場合等を考慮して、新たな飼い主等に対し本譲渡の趣旨等について十分理解を得る等の的確な譲渡手続きを行う必要がある。さらに、譲渡先での適正な飼育の確認・相談等に備えて、関係行政機関との連携等が重要になる。

## (5) 広報・普及啓発

### ア 避難住民に対する啓発活動

動物救護活動を円滑に実施していく上では、的確な情報の収集や提供により、動物救護活動を飼い主や住民だけでなく、社会全体に周知することが極めて重要である。

現地被災動物救護対策本部等は災害時に情報の混乱が生じないように、広報内容を十分に検討し、関係団体と情報共有を図るとともに、組織的な広報活動を行うものとする。

広報の実施は、情報を一元的に管理し随時広報することが必要であり、これにより動物救護活動への関心及び正確な理解を得られるとともに、被災した飼い主の混乱を防ぎ、避難生活の不安を和らげることになる。

現地被災動物救護対策本部等は、避難した住民に対し、避難所・仮設住宅におけるペットの適正な飼育の指導、飼い主不明で保護されたペットの情報、自治体や現地被災動物救護対策本部等が実施している動物救護活動の情報等について、定期的に広報・普及啓発を行うものとする。

また、ウェブサイト等を活用して、広く国民に対し動物救護活動に係る情報提供を行う。

現地被災動物救護対策本部等は、ペットに起因した苦情やトラブルを防止するために、避難所・仮設住宅における飼育ルールや適正飼育に関する啓発活動を行う。方法としては、ウェブサイト等を活用するほか、避難所や仮設住宅では、ウェブサイト等を見ることができない住民がいることを考慮し、回覧板の活用等、紙媒体による広報を行うものとする。

## (6) 被災動物救護センターの設置

大分県被災動物救護対策本部は、県及び市町村と協力して被災動物救護センターを設置し、長期の治療・保護が必要なペットを収容する。収容されたペットが元の所有者に返還されるか、あるいは新たな飼い主が見つかる等、適切な対処がなされるまで本施設を設置する。

主に県が施設の運営管理に当たり、獣医師会が収容したペットの治療及び健康管理を行うものとする。

## (7) 九州・山口9県及び獣医師会への応援要請

大分県被災動物救護対策本部は、大分県、大分県獣医師会等と連携して、九州・山口9県や公益社団法人日本獣医師会及び九州地区獣医師会連合会と交通や通信手段の復旧の状況に応じ定期的に連絡を行うとともに、必要に応じて応援要請等を行うものとする。

### 3 復興時期の活動

被災地域全体の復興計画も具体的な実施が始まり、動物救護活動も仮設住宅入居の飼い主に対する支援や被災動物救護センターで保護されているペットの処遇等の検討が始まる時期となる。

#### (1) 仮設住宅でのペットの飼養管理

仮設住宅での暮らしは限られた面積での共同生活であり、ペットを飼養している人と飼養していない人との相互理解が不可欠である。

ペットの飼養による鳴き声や臭い、衛生害虫等の苦情が出るのが予想されるため、仮設住宅でペットを飼うルールを徹底し、お互いの共通理解を構築する必要がある。そのため、現地被災動物救護対策本部は、ペットの飼養のルール作成を行い、ペット飼養者に対する適正飼養の指導及び飼養支援を実施するものとする。

#### ア 仮設住宅におけるペットとの同居

飼い主とペットと一緒にいられることは、避難生活の中で、被災者が普段の暮らしを取り戻すために必要な支援の一つである。

しかしながら、仮設住宅での暮らしは限られた空間での共同生活であり、ペットを飼育している人と飼育していない人との相互理解が不可欠である。

仮設住宅でのペットの同居においても、避難所と同様に人とペットとの距離が近くなるおそれがあり、鳴き声や臭い、衛生害虫等の苦情が出るのが予想されるため、仮設住宅でペットを飼うルールを徹底し、お互いの共通理解を構築する必要がある。そのために、仮設住宅の設置・管理者と現地被災動物救護対策本部等は、仮設住宅におけるペット飼育のルール作りや、飼い主に対する適正な飼育の指導や支援を実施する必要がある。

仮設住宅の設置・管理者と現地被災動物救護対策本部等は、ペット同行避難者の受け入れのための対応を以下のとおり行うものとする。

#### ● 仮設住宅におけるペット同行避難者の受け入れのための対応

- 1 仮設住宅におけるペットの飼育方法の決定
- 2 仮設住宅でのペット飼育ルールについて
- 3 仮設住宅でのペットの適正飼育の指導
- 4 必要な物資の支援
- 5 ボランティアの受け入れ、配置、役割分担

#### イ 仮設住宅におけるペットの飼育方法の決定

仮設住宅の設置・管理者と現地被災動物救護対策本部等は、仮設住宅の状況（形態・立地場所・地域数）、ペット同行避難者及びペットの種類・数・飼育形態等地域の状況を考慮して、仮設住宅におけるペットの飼育方法を決定する。

#### ウ 仮設住宅でのペット飼育ルールについて

仮設住宅でのペットの飼育ルールは、基本的には仮設住宅の設置・管理者が、自治体や現地被災動物救護対策本部等の助言を入れて決定するが、住民同士の話し合いで飼育方法を定める場合もある。

具体的なルール作りにあたり室内飼いのみとするか、犬の室外への係留を認めるかについては、仮設住宅の立地状況、地域における飼育状況、住民の理解等を考慮する必要がある。

る。飼育ルールで多い事例は、「原則として室内飼い」とする方法である。限られた空間の室内で、人とペットが生活するためには、室内ではケージ飼いを勧めるとよい。ただし、ケージ飼いがしにくい大型犬や元々室外飼育をしていた犬については、別途、ルールの検討や支援が必要となる場合がある。

#### エ 仮設住宅でのペットの適正飼育の指導

仮設住宅でのペット飼育に起因した苦情やトラブルの原因には、避難所と同様に、鳴き声、におい、毛の飛散、糞の放置等が挙げられる。飼い主は平常時と同様に飼い主マナーを遵守し、適正飼育することが必要である。

飼い主は「飼い主の会」を立ち上げるなどして、相互に協力して、動物の適正な飼育管理や衛生管理を行う。

仮設住宅の管理者や現地動物救護本部等及びボランティアが連携して、飼育ルールや衛生管理方法等について飼い主への指導を行うものとする。

また、仮設住宅の管理者または現地被災動物救護対策本部等は、仮設住宅でのペットの飼育状況を把握する。

#### (2) 保護動物（所有者不明・所有権放棄）の譲渡

この救護活動の最終的な目的は、「被災動物の生命を救う」という災害時動物救護活動の目的に照らし、大分県被災動物救護対策本部が被災動物救護センター等で保護しているペットのうち、所有者不明のペット、事情により飼い主が所有権を放棄したペットを、動物愛護の観点から、適正な飼養管理が可能な新たな飼い主へ譲渡することである。

なお、譲渡に際しては、別に譲渡要領などのルール作成を行うことが必要である。

#### (3) 動物救護活動の終了

保護動物の譲渡が終了すれば、救護活動も終了の一定の条件を満たしたものと判断され、大分県被災動物救護対策本部としての救護活動を終了することになる。この終了の時期等については、被災動物の現状及び被災者の社会活動の再開等を考慮し、行政機関と十分な協議の上で判断することが必要となる。

しかし、長引く仮設住宅等での避難生活に伴う動物救援活動等については、行政機関を始め獣医師会や動物関係団体等が別途支援等を行う場合も予想される。

#### ア 動物救護施設の閉鎖

現地被災動物救護対策本部等の解散や動物救護施設の閉鎖等については、被災や保護依頼の状況や住民の住居環境の整備状況、飼い主への返還・譲渡の状況等を総合的に勘案して、その時期を判断する。保護動物の譲渡等終了時には、被災動物救護センター等がその存在の必要性がなくなり、閉鎖されることになる。その際には救護器具・器材の処置・処分取扱いについて明確にしておくとともに、ペット災害対策推進協会から提供を受けたケージ等の救援物資は原則返還するものとする。

#### イ 被災動物救護センター等残留動物の取扱い

被災動物救護センター等において飼養管理している所有者不明のペット等については、そのほとんどの動物が新しい飼い主に譲渡されその後の飼養管理が行われることが予想されるが、負傷や疾患等の何らかの事情により譲渡されなかったペットについては、やむを得ず安楽死の処置をとることがある。

#### ウ 義援金等の残余金の取扱い

救護活動が終了した場合、寄付を受けた義援金については、その収支を清算し、活動収支報告書を作成する。なお、残余金が発生した場合は、大分県被災動物救護対策本部会議でその取扱いを決定する。

#### エ 救護活動報告（記録）の作成

救護活動記録の作成は、行政機関、獣医師会、動物関係団体等が将来想定される災害に備える上で参考となり、大きな意義を持つものである。大分県被災動物救護対策本部として救護活動の経過をまとめ報告書として作成するものとする。